

○木曾広域連合と木曾郡内町村の事務委託に関する規約

(平成 21 年 3 月 27 日)

改正 平成 21 年 8 月 28 日

平成 22 年 2 月 25 日

(委託事務の範囲)

第 1 条 木曾広域連合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 の規定により、次の各号に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を木曾広域連合規約第 2 条に定める町村(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事務のうち、次に掲げる事務
 - ア. 緑聖苑使用許可の申し出の受付け
 - イ. 緑聖苑使用許可証の交付
 - ウ. 緑聖苑使用料及び遺体運搬料の収納
- (2) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務のうち、次に掲げる事務
 - ア. 一般廃棄物処理手数料の証紙による収納事務
 - イ. 木曾広域連合証紙条例(平成 11 年木曾広域連合条例第 29 号)、及び木曾広域連合証紙取扱規則(平成 11 年木曾広域連合規則第 20 号)で定める町村長が行うこととされた事務
- (3) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務のうち、次に掲げる事務の一部
 - ア. し尿汲取手数料の収納
 - イ. 浄化槽清掃手数料の収納
- (4) 木曾地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する事務のうち、次に掲げる事務の一部
 - ア. 加入料及び引込工事費等負担金の収納
 - イ. 使用料、利用料及び手数料の収納
 - ウ. 設定料金及び売払金の収納

(管理及び執行の方法等)

第 2 条 委託事務の管理及び執行の方法等については、甲の条例及び規則その他の規程等(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

- 2 委託事務における収納金は、甲に納入するまでの間は、乙における歳入歳出外現金として取り扱うものとする。
- 3 前項の歳入歳出外現金の運用から生ずる収益は乙の収入とする。

(経費の負担)

第 3 条 事務委託の管理及び執行に要する経費の負担は、甲、乙協議の上定めるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第 4 条 委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、甲は、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第 5 条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 8 月 28 日)

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 2 月 25 日)

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。